

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第2回宿泊専門委員会 次第

日 時:令和6年 2月8日(木)10:30~12:00

場 所:滋賀県大津合同庁舎7階 7A会議室

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 視察報告

4 審議事項

(1)わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調達要項(案)について

(2)わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準(案)について

(3)わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 宿泊専門委員会部会設置要綱(案)について

5 その他事項

(1)わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊要項(案)について

(2)わた SHIGA 輝く障スポ 宿泊要項(案)について

(3)今後のスケジュールについて

6 閉会

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

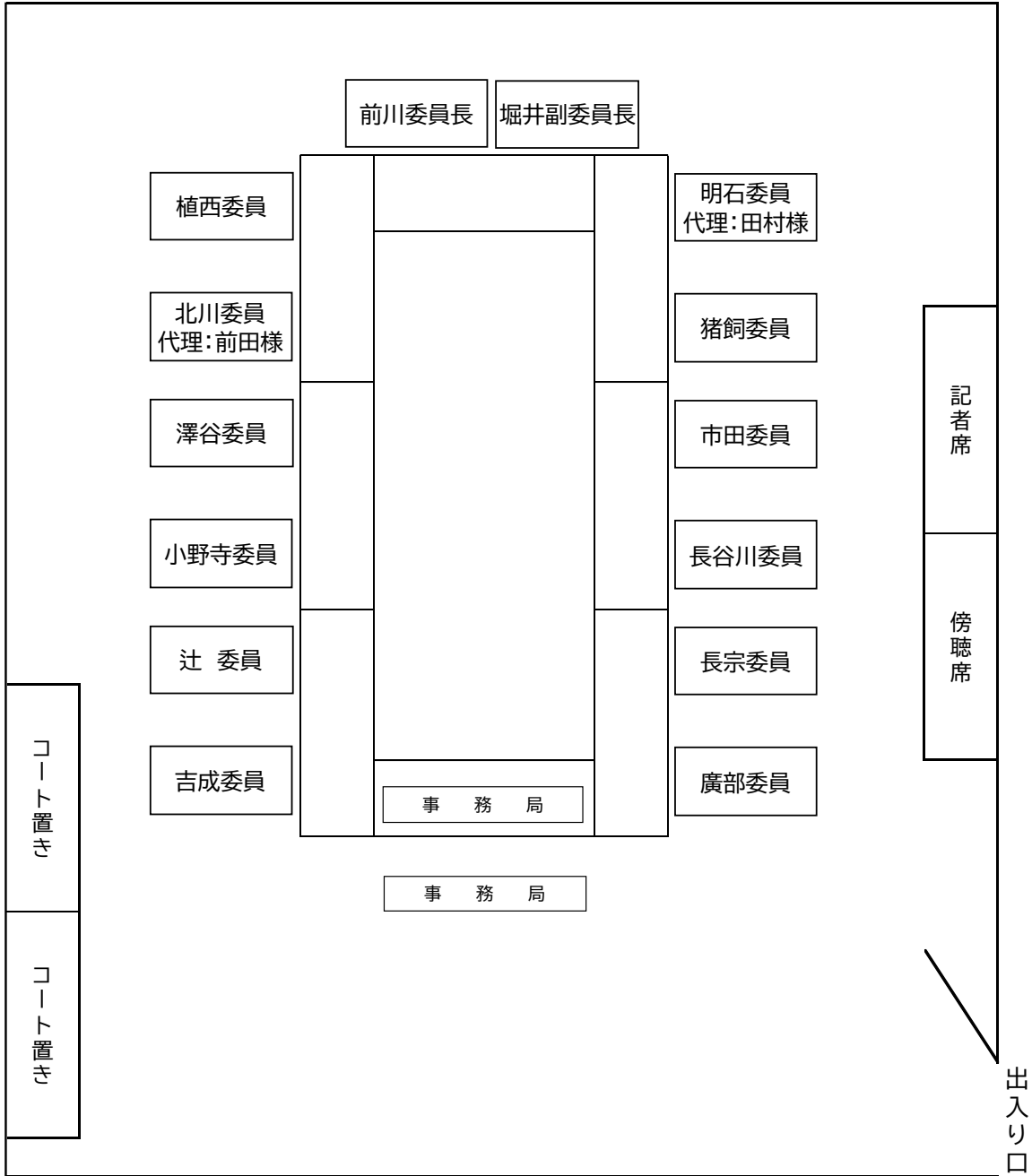
2025



国スポまであと598日 障スポまであと625日

第2回 宿泊専門委員会 配席図

日 時：令和6年(2024年)2月8日(木)
10時30分～12時00分
場 所：大津合同庁舎7階 7A 会議室



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 実行委員会

第2回 宿泊専門委員会

会議資料



日時:令和6年(2024年)2月8日(木)10:30~12:00
会場:滋賀県大津合同庁舎7階7A会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目次

○委員名簿	・・・・・・・・	P1
＜報告事項＞		
○燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 視察報告	・・・・・・・・	P3
＜審議事項＞		
○わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調達要項（案）について	・・・・・・・・	P9
○わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準（案）について	・・・・・・・・	P14
○わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 宿泊専門委員会部会設置要綱（案）について	・・・・・・・・	P16
＜その他事項＞		
○わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊要項（案）について	・・・・・・・・	P18
○わた SHIGA 輝く障スポ 宿泊要項（案）について	・・・・・・・・	P31
○今後のスケジュールについて	・・・・・・・・	P36

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
宿泊専門委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	機関・団体名	役職	名前
宿泊・観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫
	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	植西 祐一郎
	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	会長	北川 宏
	公益社団法人 びわこビジターズビューロー (国内誘客部)	副部長	堀井 正人
食品・衛生	公益社団法人 滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝
	一般社団法人 滋賀県調理師会	理事・相談役	小野寺 和徳
スポーツ	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上 担当次長	辻 和美
	一般社団法人 滋賀県障害者スポーツ協会	主幹	吉成 永部
市町関係	滋賀県市長会	事務局長	明石 芳夫
	滋賀県町村会	事務局長	猪飼 隆幸
県	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	市田 重宏
	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	課長	長谷川 貴也
	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	長宗 学
	滋賀県商工観光労働部観光振興局	副局長	廣部 千英子

報告事項

<報告事項>

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 視察報告

1 大会概要

(1)会期

<燃ゆる感動かごしま国体>

令和5年10月7日(土)～10月17日(火)

※会期前実施競技(9月16日～9月24日(日))

水泳、ローイング、バレーボール、体操、レスリング、ゴルフ

<燃ゆる感動かごしま大会>

令和5年10月28日(土)～10月30日(月)

(2)メイン会場

<白波スタジアム(鹿児島県立鴨池陸上競技場)>



※選手団入場の様子(燃ゆる感動かごしま国体総合開会式)

2 宿泊業務

(1) 宿泊者数

< 宿舎決定時(宿泊申込数) >

国体	会期前競技	選手・監督	30,449
		役員等	1,890
		合計(A)	32,339
	本大会競技	選手・監督	123,270
		役員等	9,461
		合計(B)	132,731
国体合計(A+B)		165,070	
障スポ	かごしま大会	選手団	28,580
		選手団以外	1,211
	障スポ合計		29,791
総合計		194,861	

< 宿泊実績 >

国体	会期前競技	選手・監督	28,329
		役員等	1,668
		合計(A)	29,997
	本大会競技	選手・監督	102,855
		役員等	7,725
		合計(B)	110,580
国体合計(A+B)		140,577	
障スポ	かごしま大会	選手団	27,540
		選手団以外	1,062
	障スポ合計		28,602
総合計		169,179	

(2) 宿泊施設の状況



・玄関



・フロント(キャラクター【さくら・グリブー】)



・アメニティーバイキング
「必要な物だけお持ちください」の一言を添え



・夕食バイキング(障スポは配置に配慮)

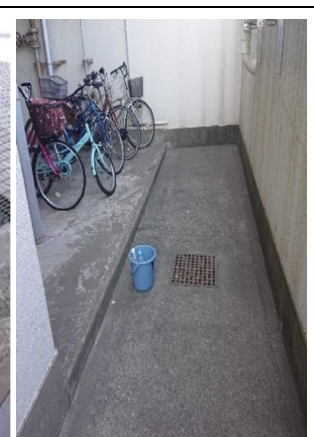
(3) 障スポ特有の対応



① 仮設スロープ



② グレーチングカバー(県で配備)



③ 補助犬トイレ
(施設で準備)

3 弁当業務

(1) 弁当実績

		式典弁当 (税抜900円)	競技会弁当 (税抜900円)	一般弁当 (税抜600円)	合計
国体	式典リハ	0	—	3,676	3,676
	総合開会式	3,873	—	5,650	9,523
	総合閉会式	0	—	2,366	2,366
	合計(A)	3,873	—	11,692	15,565
障スポ	総合リハ	0	0	2,435	2,435
	公式練習	0	5,337	3,101	8,438
	開会式・競技1日目	2,736	4,149	9,099	15,984
	競技2日目	0	6,086	5,189	11,275
	閉会式・競技3日目	4,943	1,327	4,287	10,557
	合計(B)	7,679	16,899	24,111	48,689
総計(A+B)		11,552	16,899	35,803	64,254

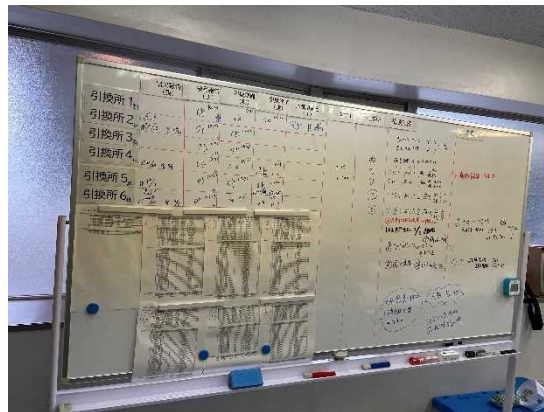
※上記以外に国体の競技会における弁当の発注は、会場地市町が対応

(2) 業務内容

↓ 衛生本部(内部)



↓ 引換所ごとの報告(ホワイトボード管理)



↓ 弁当引換所1



↓ 弁当引換の様子



↓冷蔵車温度管理



↓冷蔵車待機



(3)式典弁当

↓開会式



↓お茶(紙パック)正面



↓閉会式



↓お茶(紙パック)裏面



審議事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調達要項(案)

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員等の大会参加者(以下「大会参加者」という。)に提供する昼食弁当(以下「弁当」という。)の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 業務分担

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

(1) 県委員会

ア わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式および競技会(県が主催または市町と共催するものに限る。)

イ わた SHIGA 輝く障スポ 開・閉会式および競技会

(2) 会場地委員会

わた SHIGA 輝く国スポ 競技会(県が主催するものを除く。)

3 弁当調製施設の選定

(1) 県委員会および会場地委員会は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(以下「県生活衛生課」という。)および関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。

イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

ウ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入および廃棄容器の回収ができること。

エ 県委員会および会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

(2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、県委員会および会場地委員会がそれぞれ別に定める。

(3) 県委員会および会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1)会場地委員会は、選定した弁当調製施設を「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調製施設名簿」(様式第1号。以下「弁当調製施設名簿」という。)により、令和6年9月末日までに県委員会へ報告する。
- (2)県委員会は、自ら選定した弁当調製施設および会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、弁当調製施設名簿を県生活衛生課または、大津市内の施設にあたっては大津市保健所(以下、県生活衛生課等という。)に提出し、県生活衛生課は施設を管轄する保健所または食品安全監視センターに振り分ける。
- (3)県委員会および会場地委員会は、上記(1)および(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合、それぞれ(1)および(2)に準じて、速やかに追加分の弁当調製施設を報告する。
- (4)県委員会は、弁当調製施設名簿に県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施および結果の報告を依頼する。

5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1)県委員会および会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令および指導に従わないとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
 - エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会または会場地委員会が不相当と認めたとき。
- (2)会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県委員会は、速やかに施設を県生活衛生課等に報告する。
- (3)県委員会が選定を取り消したときは、速やかに県生活衛生課等に報告する。併せて会場地委員会に情報提供を行う。

なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、関係自治体に報告する。

6 弁当を提供する大会参加者および弁当料金

- (1)あっせん弁当(大会関係者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)および支給弁当(県委員会または会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する大会参加者は、県委員会および会場地委員会がそれぞれ定める。
- (2)あっせん弁当および支給弁当の料金は、お茶等を含めて1,100円以内(税抜)とし、県委員会および会場地委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の献立

県委員会および会場地委員会は、弁当の献立の作成または選定に当たっては、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成方針」に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりや滋賀県産および地場産食材の活用等に配慮するものとする。

8 弁当の申込みおよび発注

- (1) あっせん弁当および支給弁当の申込み、受付、発注等の手続については、県委員会および会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 申込み受付後の変更および取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県委員会および会場地委員会は、申込みを受け付けたあっせん弁当および支給弁当の個数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。なお、発注に当たっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

9 弁当の調製、運搬等

県委員会および会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名(アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限(時刻まで表示)
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県委員会および会場地委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県委員会および会場地委員会が指定する時刻および場所に納入すること。
- (4) 県委員会および会場地委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

10 弁当引換所の設置、弁当の保管

県委員会および会場地委員会は、弁当引換所の設置および弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県委員会および会場地委員会が別に定める方法により精算する。

12 その他

- (1)この要項に定めるもののほか必要な事項については、県委員会および会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や県生活衛生課等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2)県外開催競技における弁当の調達については、この要項に準じて取り扱うものとする。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設名簿

年 月 日
実行委員会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 へて

番号	調製施設名称	営業者氏名 (法人名)	弁当調製施設所在地 (電話・FAX)	1日当たりの弁当調製能力(単位:食)				備考
				最大	通常	国スポ・障スポ提供可能数		
		平日	土曜日			日曜日		

<審議事項(2)>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準(案)

1 総則

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調達要項に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ(以下「国スポ」という。)総合開会式および競技会(県が主催または市町と共催するものに限る)ならびに、わた SHIGA 輝く障スポ(以下「障スポ」という。)開・閉会式および競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定する。

2 施設の立地条件

滋賀県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。
なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。

3 衛生管理体制

- (1)過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2)食品衛生関係法令に基づき、HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (3)検食は調理済みの食品を食品ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回 300 食以上または1日 750 食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。
- (4)調理従事者(食品に直接接触する作業に従事する者。)は、おおむね両大会開催1か月の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等)の感染の有無を確認すること。なお、検査項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- (5)死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中参加できること。

4 弁当調製能力

- (1)調製能力が、1日当たり 100 食以上であること。
- (2)第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3)申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

5 対応能力

- (1) 県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 県委員会が定める食材および献立内容で調製できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名(アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限(時刻まで表示)
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県委員会が指定する表示
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭きおよび持ち運び用の袋を提供できること。
- (6) 弁当の内容について、お品書き等の添付が可能であること。
- (7) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できること。
- (8) 県委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)ができる冷蔵車等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行えること。
- (9) 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、回収ができること。
- (10) 荒天等により、開・閉会式、競技会等が変更または開催中止となった場合に、弁当の調製および納入について、県委員会の指示に基づく対応ができること。

<審議事項(3)>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 宿泊専門委員会部会設置要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会専門委員会設置規程第5条の規定に基づき、宿泊専門委員会(以下「専門委員会」という。)の部会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称および付託事項)

第2条 部会の名称および専門委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門委員会委員長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、部会委員が就任時の機関、団体等の役職を離れたときは、その部会委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会は、付託事項の審議結果について、専門委員会に報告するものとする。

3 部会は、必要と認めるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局において行う。

附 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行する。

別表(第2条関係)

部会の名称	付 託 事 項
標準献立・弁当部会	1 標準献立の作成に関する事 2 標準献立の普及啓発に関する事 3 昼食弁当の献立作成に関する事

その他

宿泊要項とは

国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員等の、宿泊料金、宿泊取消料、宿泊申込手続き等の宿泊に関する事項を定めるもの。

国スポ・障スポ宿泊要項について

①わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項について

国スポ宿泊要項は、滋賀県と日本スポーツ協会が協議し、宿泊専門委員会で審議決定された滋賀県案をもとに、令和6年夏までに日本スポーツ協会の国スポ委員会で承認される。

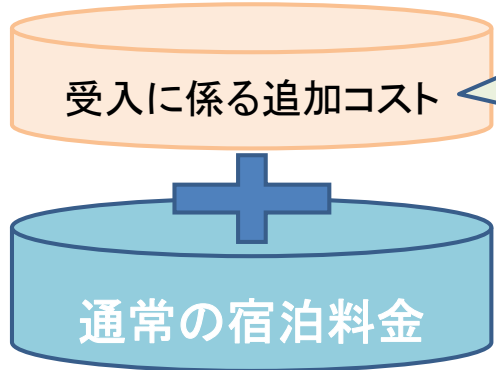
②わたSHIGA輝く障スポ宿泊要項について

障スポ宿泊要項は、宿泊専門委員会で審議・決定される。なお、障スポ宿泊要項内の宿泊料金は、宿泊基本方針・宿泊基本計画において、国スポ宿泊料金を基本として決定するとされている。また、先催県では、国スポ宿泊要項をもとに障スポ宿泊要項を決定されており、本県においても、国スポ宿泊要項と合わせて検討を進めていく。

国スポ・障スポ宿泊料金の考え方について

宿泊料金に係る諸条件について

◆大会参加者受入に係る追加コスト



- 1施設1料金体系
⇒平日、休前日料金の平準化
⇒1部屋定員を割り込む場合のリスク
- 宿泊取消のリスク**
※(負け帰り取り消しは国スポのみ)
- 食事対応
・宿泊者に合わせたメニュー調整
・メニューの追加や増量
- 早朝等の通常時間外対応に係る人件費

1施設1料金体系について

宿泊する曜日(平日、休前日等)や部屋の利用人数(5人部屋の3名利用、ダブル部屋のシングル利用等)に関わらず、当該宿泊施設における1名当たりの1泊2食料金を統一で設定。

【参考例】

<通常時料金(1名)>			提供	<大会時料金(1名)>	
タイプ	平日	休前日		タイプ	一律料金
4人部屋	8,000円	9,000円	→	4人部屋	11,000円
DXダブル	12,000円	13,000円		DXダブル	

宿泊料金について

①わたSHIGA輝く国スポ宿泊料金

令和5年2月開催の第1回宿泊専門委員会において審議いただいた「わたSHIGA輝く国スポ宿泊料金(案)」について、令和5年6月の国スポ委員会において承認された。

宿泊料金(税抜)		
1泊2食 2,500円 ~18,000円	1泊朝食 2,000円 ~14,400円	素泊まり 1,750円 ~12,600円

②わたSHIGA輝く障スポ宿泊料金

「わたSHIGA輝く障スポ宿泊料金(案)」については、令和5年8~10月に、県内宿泊施設に対し、宿泊料金と客室提供の調査を実施し、配宿充足状況を加味したうえで、国スポと同額としたい。

宿泊料金(税抜)		
1泊2食 2,500円 ~18,000円	1泊朝食 2,000円 ~14,400円	素泊まり 1,750円 ~12,600円

わた SHIGA 輝く障スポにおける宿泊料金・客室提供調査について

◆調査の実施

<調査対象施設>旅しが style 掲載施設をメインに 85 施設を抽出。
 <調査方法>大会期間中の宿泊料金と、客室提供可能数を回答。

(1)回収状況

- ・回収施設 調査回答不可も含め回答を得た施設
50 施設 (県内) 回収率 58.8%
- ・有効回答 収容人数、宿泊料金の回答を得た施設
施設数 45 施設 (県内)
収容人数 3,187 人(県内) 有効回答率 52.9%

(2)調査結果

料金帯	施設数	提供人数	施設分布率	人数分布率
5,001円 ~ 6,000円	0	0	0.0%	0.0%
6,001円 ~ 7,000円	0	0	0.0%	0.0%
7,001円 ~ 8,000円	5	301	11.1%	10.1%
8,001円 ~ 9,000円	1	34	2.2%	1.1%
9,001円 ~ 10,000円	2	52	4.4%	1.7%
10,001円 ~ 11,000円	2	40	4.4%	1.3%
11,001円 ~ 12,000円	7	326	15.6%	11.0%
12,001円 ~ 13,000円	3	304	6.7%	10.2%
13,001円 ~ 14,000円	5	233	11.1%	7.8%
14,001円 ~ 15,000円	3	144	6.7%	4.8%
15,001円 ~ 16,000円	3	150	6.7%	5.0%
16,001円 ~ 17,000円	2	70	4.4%	2.4%
17,001円 ~ 18,000円	10	1,243	22.2%	41.8%
18,001円 ~ 19,000円	1	60	2.2%	2.0%
19,001円 ~ 20,000円	0	0	0.0%	0.0%
20,001円 ~	1	16	2.2%	0.5%
合計	45	2,973	100.0%	100.0%
未定等	5	214		

<料金帯について>

17,001 円~18,000 円と回答した施設が多い結果となった。

<配宿人数について>

栃木大会と、県で実施した宿泊意向調査の結果から、配宿人数は 7,427 人とする。

<調査結果を全施設に置き換え>

①回答のあった施設数を、全施設数に置き換えてシミュレーション



②回答のあった提供人数を、人数分布率に乗じてシミュレーション



※検証結果①-1の赤枠のような人数分布になる。

◆検証結果①-1

料金帯	施設数	提供人数	施設分布率	人数分布率	想定施設数	想定提供人数
5,001円 ~ 6,000円	0	0	0.0%	0.0%	0	0
6,001円 ~ 7,000円	0	0	0.0%	0.0%	0	0
7,001円 ~ 8,000円	5	301	11.1%	10.1%	9	845
8,001円 ~ 9,000円	1	34	2.2%	1.1%	2	96
9,001円 ~ 10,000円	2	52	4.4%	1.7%	4	146
10,001円 ~ 11,000円	2	40	4.4%	1.3%	4	112
11,001円 ~ 12,000円	7	326	15.6%	11.0%	13	915
12,001円 ~ 13,000円	3	304	6.7%	10.2%	6	853
13,001円 ~ 14,000円	5	233	11.1%	7.8%	9	654
14,001円 ~ 15,000円	3	144	6.7%	4.8%	6	404
15,001円 ~ 16,000円	3	150	6.7%	5.0%	6	421
16,001円 ~ 17,000円	2	70	4.4%	2.4%	4	196
17,001円 ~ 18,000円	10	1,243	22.2%	41.8%	18	3,488
18,001円 ~ 19,000円	1	60	2.2%	2.0%	2	168
19,001円 ~ 20,000円	0	0	0.0%	0.0%	0	0
20,001円 ~	1	16	2.2%	0.5%	2	45
合計	45	2,973	100.0%	100.0%	85	8,343

◆検証結果①-2

		配宿人数	宿泊料金別配宿割合見込						
			15,001円 ~ 15,000円	16,001円 ~ 16,000円	17,001円 ~ 17,000円	18,001円 ~ 18,000円	18,001円 ~		
想定配宿人数 (目標値)		7,427	~	~	~	~	~		
料金別 客室確保数	宿泊 料金 別 料金 帯	~ 15,000円	4,025	54.2%					
		15,001円 ~ 16,000円	421		59.9%				
		16,001円 ~ 17,000円	196			62.5%			
		17,001円 ~ 18,000円	3,488				109.5%		
		18,000円 ~	213						
		不足配宿人数			-3,402	-2,981	-2,785	703	916
		客室充足割合			45.8%	40.1%	37.5%	-9.5%	-12.3%

<検証結果①>

- ・検証結果①-1において、調査対象85施設での想定宿泊施設数と提供人数を算出
 - ・検証結果①-2から、15,000円までの宿泊料金を設定している宿泊施設では、配宿を実施しても約3,400人不足し、料金帯を18,000円に引き上げないと配宿率はオーバーしない。
- ※本結果はあくまで仮定のため、次に昨年度の料金調査の結果も反映させて検証する。
(昨年調査時に料金提示された77施設で試算した割合を、対象とする85施設にかけて検証)

◆検証結果②-1

料金帯	施設数	提供人数	施設分布率	人数分布率	想定施設数	想定提供人数
～ 7,000円	3	132	3.9%	2.0%	3	171
7,001円～ 8,000円	6	331	7.8%	5.1%	7	429
8,001円～ 9,000円	3	133	3.9%	2.1%	3	172
9,001円～ 10,000円	5	210	6.5%	3.2%	6	272
10,001円～ 11,000円	5	253	6.5%	3.9%	6	328
11,001円～ 12,000円	9	486	11.7%	7.5%	10	629
12,001円～ 13,000円	4	343	5.2%	5.3%	4	444
13,001円～ 14,000円	8	406	10.4%	6.3%	9	526
14,001円～ 15,000円	5	281	6.5%	4.3%	6	364
15,001円～ 16,000円	5	317	6.5%	4.9%	6	410
16,001円～ 17,000円	3	972	3.9%	15.0%	3	1,259
17,001円～ 18,000円	13	1,824	16.9%	28.2%	14	2,362
18,001円～ 19,000円	3	554	3.9%	8.6%	3	717
19,001円～ 20,000円	2	115	2.6%	1.8%	2	149
20,001円～	3	116	3.9%	1.8%	3	150
合計	77	6,473	100.0%	100.0%	85	8,382

◆検証結果②-2

			配宿人数	宿泊料金別配宿割合見込						
想定配宿人数 (目標値)			7,427	～ 15,000円	15,001円 ～ 16,000円	16,001円 ～ 17,000円	17,001円 ～ 18,000円	18,001円 ～		
料金別 客室確保数	宿泊 料金 別 料金 帯	～ 15,000円	3,334	44.9%						
		15,001円 ～ 16,000円	410		50.4%					
		16,001円 ～ 17,000円	1,259			67.4%				
		17,001円 ～ 18,000円	2,362				99.2%			
		18,000円 ～	213					102.0%		
		不足配宿人数				-4,093	-3,683	-2,424	-62	151
		客室充足割合				55.1%	49.6%	32.6%	0.8%	-2.0%

<検証結果②>

- ・検証結果②-1において、各料金帯別に想定提供人数を算出する。
- ・検証結果②-2から、18,000円までの宿泊施設で配宿しても62人の不足が発生。

以上の結果から、わたSHIGA輝く障スポの宿泊料金は、上限金額を18,000円としたい。

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項(案)

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会本大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、わたSHIGA輝く国スポ合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舍の選定、確保および配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1)選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員および視察員
- (2)報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舍の選定および確保

宿舍の選定および確保について、次により行うものとする。

- (1)大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所という。以下同じ。)を利用する。
- (2)会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等および研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3)風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舍は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1)選手・監督の宿舎は、競技会場および練習会場までの交通状況および環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別および男女別に考慮して配宿する。
- (2)選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員および競技役員とは別にする。
- (3)競技会役員および競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4)1人の宿舎に要する広さは、3.3 m²(2畳)以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500円 ～18,000円	2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000 円～14,400 円	2,250 円～16,200 円
4(2)に掲げる者		1,750 円～12,600 円

(5)休憩料金

入宿日の 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6)入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7)宿泊取消料

※別紙【「宿泊取消料」についての比較表】に記載

(8)宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(9)宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和7年9月2日(火)15時から令和7年10月8日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員および競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

(1)宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2)選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第79回国民スポーツ大会実施要項(以下「大会実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3)インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うも

のとする。

- (4) 選手・監督および都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更および取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国スポ委員会において報告する。

- (2) 入宿前の宿泊人数または宿泊日程の変更および取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行くものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更および取消しが困難な場合は、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

- (3) 入宿後の宿泊人数の変更および取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。宿舎は、変更および取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。

- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会または会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

11 その他

- (1)この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (2)宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

「宿泊取消料」についての比較表

案①:現行制度	案②:変更案																														
<p>ア 大会参加の取消し等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の 宿泊取消料は下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">宿泊取消の申出区分</th> <th style="text-align: center;">宿泊取消料</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td style="text-align: center;">不要</td> <td>素泊まりま</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td>宿泊料金(税 抜)の 20%</td> <td>たは欠食で 申し込んだ</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td>宿泊料金(税 抜)の 50%</td> <td>場合は、そ の料金(税</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td>宿泊料金(税 抜)の 100%</td> <td>抜)を宿泊 料金とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。 ・取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。</p>	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりま	宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税 抜)の 20%	たは欠食で 申し込んだ	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税 抜)の 50%	場合は、そ の料金(税	宿泊予定日当日	宿泊料金(税 抜)の 100%	抜)を宿泊 料金とする。	<p>ア 大会参加の取消し、競技敗退または荒天等による競技会会期の短縮決定等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">宿泊取消の申出区分</th> <th style="text-align: center;">宿泊取消料</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td style="text-align: center;">不要</td> <td>素泊まりま</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td>宿泊料金(税 抜)の 20%</td> <td>たは欠食で 申し込んだ</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td>宿泊料金(税 抜)の 50%</td> <td>場合は、そ の料金(税</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td>宿泊料金(税 抜)の 100%</td> <td>抜)を宿泊 料金とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。 ・取り消した泊数分の宿泊取消料を支払う。</p>	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりま	宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税 抜)の 20%	たは欠食で 申し込んだ	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税 抜)の 50%	場合は、そ の料金(税	宿泊予定日当日	宿泊料金(税 抜)の 100%	抜)を宿泊 料金とする。
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																													
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりま																													
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税 抜)の 20%	たは欠食で 申し込んだ																													
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税 抜)の 50%	場合は、そ の料金(税																													
宿泊予定日当日	宿泊料金(税 抜)の 100%	抜)を宿泊 料金とする。																													
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																													
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりま																													
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税 抜)の 20%	たは欠食で 申し込んだ																													
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税 抜)の 50%	場合は、そ の料金(税																													
宿泊予定日当日	宿泊料金(税 抜)の 100%	抜)を宿泊 料金とする。																													
<p>イ 選手・監督が、競技敗退または荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">宿泊取消の申出区分</th> <th style="text-align: center;">宿泊取消料</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技敗退または競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た当日</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td>素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。</td> </tr> <tr> <td>競技敗退または競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た翌日以降</td> <td style="text-align: center;">不要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	競技敗退または競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た当日	100%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。	競技敗退または競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た翌日以降	不要		<p>削除</p>																					
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																													
競技敗退または競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た当日	100%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。																													
競技敗退または競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た翌日以降	不要																														
<p>ウ 災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合は、入宿前後に関わらず、上記アの例によるものとする。 なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。</p>	<p>ウイ 災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合は、入宿前後に関わらず、上記子の例によるものとする。 なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。</p>																														
<p>エ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。</p>	<p>エウ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。</p>																														
<p>オ 宿泊取消料は、宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)または本人が当該宿舎へ支払うものとする。 また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。</p>	<p>オエ 宿泊取消料は、宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)または本人が当該宿舎へ支払うものとする。 また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。</p>																														

宿泊取消料規定の検討について

1 検討内容

(1) 通常の宿泊取消料

- ・取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。
⇒ 削除。取り消した泊数分の取消料を支払う。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

- (2) 競技敗退等での取消(負け帰り特例) ⇒ 規定を廃止。通常の宿泊取消料で全て対応。

2 経緯

(1) 国スポ宿泊料金の設定について

国体・国スポの長い歴史の中で、国スポ宿泊料金は、負け帰り取消リスク等を追加した料金設定がなされており、宿泊取消した参加者が本来支払うべき宿泊取消料分をすべての参加者が負担している。これにより、本県の参加者アンケートにおいても、宿泊料金に応じたサービスの提供という観点において疑問を呈する意見が見受けられる。

(2) 宿泊施設からの要望

県内宿泊施設から、これまで(先催県)の国スポ宿泊料金では、宿泊取消に係るリスク分を宿泊料金に追加しているが、宿泊取消料は宿泊取消状況に応じて支払いただくべき、との強い意見が出ている。宿泊施設のサービス内容に応じた料金設定とすることで、利用者に満足感を持っていただけることが、施設側、利用者側双方にとって最良だという考えである。

(3) 現状の客室確保状況(R6.1.2 2時点 26%)について

今年度、客室確保を進めているが、本県の会期が大阪・関西万博の会期と重複していることや、昨今の人件費や食材の高騰、またインバウンド需要の回復等の要因から、客室確保が進みにくい状況である。

(4) 今後の大会運営に向けて

今後、国スポ大会を長く続けるには、特定の業種に負担を強いる形態は望ましいものではなく、特に今後の後催県においても困難が予想される宿泊施設の規定について見直しを行い、サステイナブルな大会としたい。

3 変更による影響

鹿児島国体の実績を基に試算すると、1泊あたりの負け帰り宿泊取消リスク相当額は平均約 681 円（税抜）である。また、宿泊規定変更による各都道府県体育・スポーツ協会の新たな負け帰り宿泊取消料の平均支払い額は、鹿児島国体の実績を基に試算すると、1都道府県あたり約 204 万円となる見込み。（算定方法「参考資料」のとおり）

※宿泊取消料の変更に伴い、国スポ宿泊料金設定時に追加されていた費用のうち、宿泊取消リスク分は追加せずに宿泊料金の設定を行うこととする。

4 宿泊要項策定スケジュール予定

時期	内容	備考
～令和5年12月	JSPO へ事前相談	
令和6年 1月	JSPO へ訪問相談	
	JSPO 国スポ検討小委員会開催	JSPO から滋賀県の要望として説明
2月	第2回宿泊専門委員会にて意見集約	
3月	都道府県体育・スポーツ協会国スポ連絡会議	宿泊要項の検討状況について説明
4月～5月	第3回宿泊専門委員会にて審議	滋賀県案の決定
5月	JSPO 国スポ検討小委員会にて審議	
6月	JSPO 国スポ委員会にて審議	最終承認期限

参考資料

(1) かがしま国体での宿泊取消実数について

かがしま国体 宿泊実績	選手・監督	競技役員	都道府県本部役員・ 視察員等	合計
①入宿直前時の配宿人数	134,684	12,756	9,573	157,013
②宿泊実績	118,629	12,555	9,393	140,577
③宿泊取消数 (①-②)	16,055	201	180	16,436
④宿泊取消率 (③/②)	11.9%	1.6%	1.9%	10.5%

(2) 負け帰り特例の免除額について

①宿泊取消数約 16,500 人分を、全競技の会期日数の割合に応じて按分。(滋賀国スポ会期で算出)

会期	5日会期	4日会期	3日会期	2日会期	合計
比率	22%	38%	32%	8%	100%
宿泊取消数	3,627	6,346	5,258	1,269	16,500

②会期日数ごとの宿泊取消申出日別の宿泊取消数

申出日	5日会期		4日会期		3日会期		2日会期		合計
前日	30%	1,088	41%	2,602	60%	3,155	100%	1,269	8,114
2日前	29%	1,052	35%	2,221	40%	2,103			5,376
3日前	25%	907	24%	1,523					2,430
4日前	16%	580							580
合計	100%	3,627	100%	6,346	100%	5,258	100%	1,269	16,500

※会期日数ごとの宿泊取消申出日割合について

例：5日会期

出場者数100人	競技1日目	競技2日目	競技3日目	競技4日目	競技5日目	合計
宿泊予約	100	100	100	100	100	500
1日目敗退 宿泊取消数		-50	-50	-50	-50	-200
2日目敗退 宿泊取消数			-25	-25	-25	-75
3日目敗退 宿泊取消数				-12	-12	-24
4日目敗退 宿泊取消数					-6	-6
宿泊取消合計	0	50	75	87	93	305

前日申出取消	93	30%
前々日申出取消	87	29%
3日前申出取消	75	25%
4日前申出取消	50	16%
宿泊取消合計	305	100%

③競技会期日数別の宿泊取消料見込額

かごしま国体での、宿泊施設別適用料金の平均額を利用 11,849 円（税抜）

申出日	取消料率	5日会期	4日会期	3日会期	2日会期	合計
前日		6,445,856	15,415,549	18,691,797	7,518,191	48,071,393
2日前	50%	6,232,574	13,158,314	12,459,224		31,850,112
3日前		5,373,522	9,023,014			14,396,536
4日前	20%	1,374,484				1,374,484
合計		19,426,436	37,596,877	31,151,021	7,518,191	95,692,525

<各都道府県体育・スポーツ協会への影響額>

- ・新たな負け帰り宿泊取消料総額見込 95,692,525 円を、47 都道府県で割ると、
 $95,692,525 \text{ 円} \div 47 \text{ 都道府県} = 2,036,011.1 \text{ 円}$
 よって、**1 都道府県当たりの支払額は、約 204 万円増と推計**

<国スポ宿泊料金の負け帰り宿泊取消リスク相当額について>

- ・新たな負け帰り宿泊取消料総額見込を、かごしま国体の宿泊実績で割ると
 $95,692,525 \text{ 円} \div 140,577 \text{ 泊} = 680.7 \text{ 円 (税抜)}$
 よって、**1泊あたりの負け帰り宿泊取消リスク相当額は、約 681 円（税抜）と推計**

客室確保状況について

◆1月22日現在の状況について

<国スポ(本会期・県内競技のみ)>

①	単日最大宿泊想定日(7日目)	10月4日
②	単日最大宿泊想定人数	15,107
③	必要宿泊人数(②×1.4)	21,150
④	現状提供可能宿泊人数	5,504
⑤	現状客室不足宿泊人数(③-④)	15,646
⑥	現状確保率(④/③)	26.0%

<障スポ>

①	単日最大宿泊想定日(開会式)	10月25日
②	単日最大宿泊想定人数	6,189
③	必要宿泊人数(②×1.2)	7,427
④	現状提供可能宿泊人数	3,685
⑤	現状客室不足宿泊人数(③-④)	3,742
⑥	現状確保率(④/③) 必要数	49.6%

- ・栃木国体、障スポの配宿申込を基に、本県会期に合わせ単日最大宿泊人数を算出。
- ・単日最大宿泊人数に配宿ロス見込みを乗じて必要宿泊人数を算出。
- ・現状の確保状況は、**国スポ26.0%、障スポ49.6%**。
- ・引き続き、県・会場地市町・委託先が協力し、客室提供の御依頼を継続してまいります。

客室確保状況について

◆会場地市町別の国スポ充足状況について

国スポ	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市
想定人数	2,998	3,042	1,651	543	531	804	0	267	1,333
必要人数	4,197	4,259	2,311	760	743	1,126	0	374	1,866
確保人数	1,415	548	345	204	420	254	407	438	30
確保率	33.7%	12.9%	14.9%	26.8%	56.5%	22.6%	-	117.2%	1.6%
	湖南市	高島市	東近江市	米原市	竜王町	日野町	愛荘町	滋賀県	合計
想定人数	0	815	991	470	397	110	418	737	15,107
必要人数	0	1,141	1,387	658	556	154	585	1,032	21,150
確保人数	60	751	479	92	0	61	0	0	5,504
確保率	-	65.8%	34.5%	14.0%	0.0%	39.6%	0.0%	0.0%	26.0%

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊要項(案)

1 趣旨

この要項は、第 24 回全国障害者スポーツ大会に参加する都道府県・政令都市選手団、大会役員および競技役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県委員会は、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体および宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿および宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に申込みのあった者とする。

- (1)選手・監督、役員および介助者 (以下「選手団」という。)
- (2)大会役員、特別招待者、競技役員、視察員、報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿泊施設の選定および確保

宿舍の選定および確保については、次により行うものとする。

- (1)大会参加者の宿舍は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所という。以下同じ。)を利用する。
- (2)会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3)風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められる旅館等は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。

- (1)都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
- (2)選手・監督については、障害特性を配慮する。

(3) 競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。

(4) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舎と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。(わたSHIGA輝く国スポ宿泊料金を参考に設定)ただし、大会役員等が、定員未滿での利用等を希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500 円 ～18,000 円	2,000 円 ～14,400 円	1,750 円 ～12,600 円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000 円 ～14,400 円	1,750 円 ～12,600 円	

※1 1泊2食料金は 500 円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の 80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000 円～14,400 円	2,250 円～16,200 円
4(2)に掲げる者		1,750 円～12,600 円

(5)休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6)入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7)宿泊取消料

※別紙【「宿泊取消料」についての比較表】に記載

(8)宿泊料金等の精算

宿泊料金および宿泊取消料については、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿舎が定める方法により支払うものとする。

(9)宿泊料金等の適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、令和7年 10 月 23(木)15 時から令和7年 10 月 28 日(火)10 時までとする。

9 宿泊の申込み

(1)選手団については、都道府県および政令指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットにより県委員会に申込みを行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵送により申込みすることを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

(2)宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。

(3)宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。

(4)インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更および取消し

(1) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵送により行うことを認めるものとし、この場合にあっても速やかに県委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日とする。また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日とする。

(3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。なお、任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を配慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。

(2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

12 その他

(1) 宿舎での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。

(2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

(3) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

「宿泊取消料」についての比較表

案①:現行制度	案②:変更案																														
<p>(7)宿泊取消料</p> <p>ア 大会参加の取消し、荒天等による競技会会期の短縮決定等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">宿泊取消の申出区分</th> <th style="width: 33%;">宿泊取消料</th> <th style="width: 34%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td style="text-align: center;">不要</td> <td>素泊まりま</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金(税 抜)の 20%</td> <td>たは欠食で 申し込んだ</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金(税 抜)の 50%</td> <td>場合は、そ の料金(税</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金(税 抜)の 100%</td> <td>抜)を宿泊 料金とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。</p> <p>・取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。</p>	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりま	宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税 抜)の 20%	たは欠食で 申し込んだ	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税 抜)の 50%	場合は、そ の料金(税	宿泊予定日当日	宿泊料金(税 抜)の 100%	抜)を宿泊 料金とする。	<p>(7)宿泊取消料</p> <p>ア 大会参加の取消し、荒天等による競技会会期の短縮決定等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">宿泊取消の申出区分</th> <th style="width: 33%;">宿泊取消料</th> <th style="width: 34%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td style="text-align: center;">不要</td> <td>素泊まりま</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金(税 抜)の 20%</td> <td>たは欠食で 申し込んだ</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金(税 抜)の 50%</td> <td>場合は、そ の料金(税</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金(税 抜)の 100%</td> <td>抜)を宿泊 料金とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。</p> <p>・取り消した泊数分の宿泊取消料を支払う。</p>	宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりま	宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税 抜)の 20%	たは欠食で 申し込んだ	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税 抜)の 50%	場合は、そ の料金(税	宿泊予定日当日	宿泊料金(税 抜)の 100%	抜)を宿泊 料金とする。
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																													
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりま																													
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税 抜)の 20%	たは欠食で 申し込んだ																													
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税 抜)の 50%	場合は、そ の料金(税																													
宿泊予定日当日	宿泊料金(税 抜)の 100%	抜)を宿泊 料金とする。																													
宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考																													
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりま																													
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税 抜)の 20%	たは欠食で 申し込んだ																													
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税 抜)の 50%	場合は、そ の料金(税																													
宿泊予定日当日	宿泊料金(税 抜)の 100%	抜)を宿泊 料金とする。																													
<p>イ 災害その他事由(地震、風水害、感染症等)により、競技会が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。</p>	<p>イ 災害その他事由(地震、風水害、感染症等)により、競技会が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。</p>																														

參考資料

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定

〔最終改正：
令和4年(2022年)8月7日
第12回常任委員会一部改正〕

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する事 2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関する事 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関する事 4 競技施設の整備計画の立案に関する事 5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事	1 総合的な計画の推進に関する事 2 競技施設基準に関する事 3 競技施設の整備計画の推進に関する事 4 文化プログラムに関する事 5 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関する事
広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関する事	1 広報の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 その他広報および県民運動に係る事項に関する事
競技運営	1 第 79 回国民スポーツ大会	1 国スポの競技運営に係る

<p>専門委員会</p>	<p>(以下「国スポ」という。)の競技運営に係る計画の立案に関すること。 2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。 3 その他国スポの競技運営に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>計画の推進に関すること。 2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関すること。 3 国スポの競技用具の整備に関すること。 4 国スポのリハーサル大会に関すること。 5 国スポの競技記録に関すること。 6 その他国スポの競技運営に係る事項に関すること。</p>
<p>全国障害者スポーツ大会専門委員会</p>	<p>1 第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の競技運営に係る計画の立案に関すること。 2 その他障スポに係る重要な事項に関すること。(他の専門委員会の付託事項を除く。)</p>	<p>1 障スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 その他障スポに関すること。(他の専門委員会の委任事項を除く。)</p>
<p>宿泊専門委員会</p>	<p>1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立および食品調達に関すること。 3 その他宿泊に関すること。</p>
<p>医事・衛生専門委員会</p>	<p>1 医事・衛生の基本的事項に関すること。 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 医療救護および防疫に関すること。 2 食品衛生および環境衛生に関すること。 3 その他医事衛生に関すること。</p>
<p>輸送・交通専門委員会</p>	<p>1 輸送および交通の基本的事項に関すること。 2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国輸送に関すること。 2 総合開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場の輸送に関すること。 4 その他輸送および交通に関すること。</p>

<p>式典・会場 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典および開・閉会式会場の基本的事項に関すること。 2 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。 3 その他式典および開・閉会式会場に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画および運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗および炬火イベントに関すること。 5 開・閉会式会場の管理に関すること。 6 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 7 その他式典および開・閉会式会場に関すること。
<p>警備・消防 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備および消防防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備および消防防災に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式会場の警備および消防防災に関すること。 2 その他警備および消防防災に関すること。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 宿泊専門委員会 会議公開方針

第1 趣旨

この方針は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会宿泊専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手續
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）のうちから委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者および報道関係者に会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

この方針に定めのない事項については、委員長が専門委員会の意見を聴いて必要の都度定めるものとする。

傍 聴 要 領

宿泊専門委員会

宿泊専門委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 宿泊専門委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

平成 30 年(2018 年)5 月 21 日
第 6 回 常 任 委 員 会 決 定
〔 令和元年(2019 年)5 月 17 日
第 7 回 総 会 一 部 改 正 〕

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。
障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。
 - ① 都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - ② 障スポの選手・監督については、障害特性を配慮する。
 - ③ 競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
 - ④ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

【国スポ】

選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

【障スポ】

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

【国スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町が連携し、仮配宿計画（会場地市町ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

【障スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

【国スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用（以下「転用施設」という。）および民家の利用（以下「民泊」という。）ならびに近隣市町の旅館の利用（以下「広域配宿」という。）を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や民泊の受け入れおよび広域配宿が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県および会場地市町等による連絡会議を設置する。

【障スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

【国スポ】

県と会場地市町は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

【障スポ】

県は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

【障スポ】

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

【国スポ】

参加者の宿泊料金は、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本スポーツ協会において行う。

【障スポ】

参加者の宿泊料金は、国スポの宿泊料金を参考にしたうえで、県準備（実行）委員会が、決定する。

3 宿泊本部

各都道府県および会場地市町との連絡を密にし、宿泊の申込み、変更および取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

【国スポ】

昼食弁当については、県および会場地市町が、必要に応じて調達斡旋を行う。

【障スポ】

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。